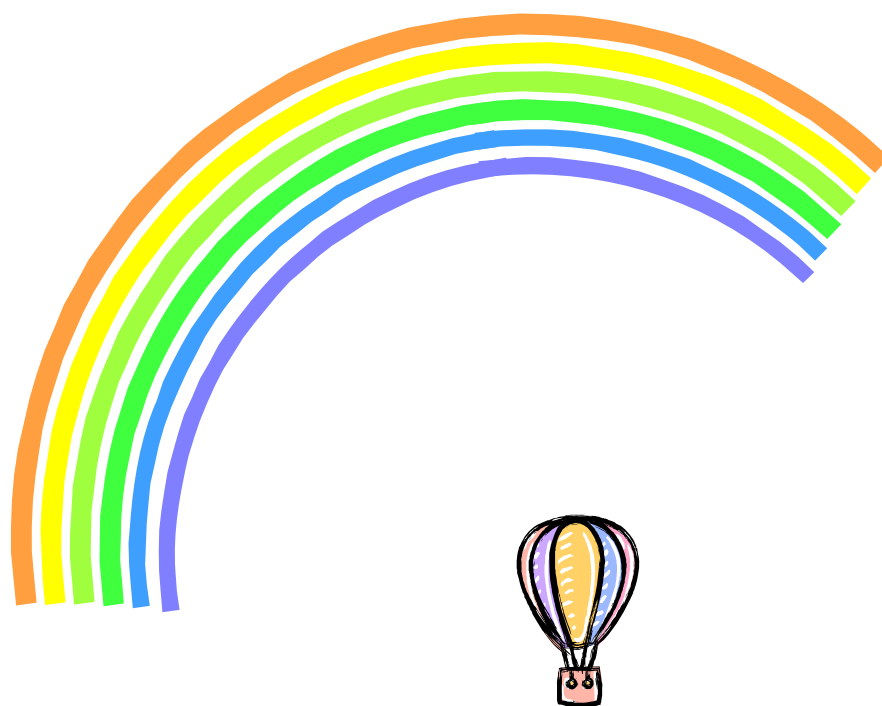


障がい者福祉

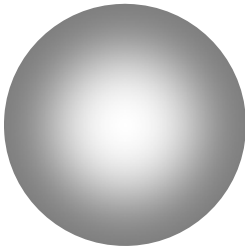
恵 那 市

地域生活支援事業のしおり

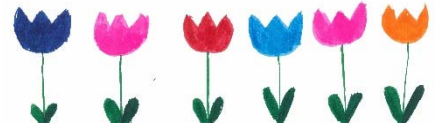


平成31年4月

恵那市 社会福祉課



地域生活支援事業とは



障がいのある人たちが、それぞれの能力や適正に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するための事業です。恵那市では、以下の事業を実施します。

- 1 障がい者相談支援事業
- 2 成年後見制度利用支援事業
- 3 意思疎通支援事業
- 4 日常生活用具給付等事業
- 5 移動支援事業
- 6 訪問入浴サービス事業
- 7 日中一時支援事業
- 8 社会参加促進事業（サロン事業）
- 9 障がい者自動車運転免許取得助成事業
- 10 身体障がい者自動車改造費助成事業
- 11 重度障がい者タクシー利用料金補助事業
- 12 在宅知的障がい者交通費助成事業
- 13 身体障がい者介助用自動車購入等助成事業
- 14 精神障がい者小規模作業所等交通費助成事業
- 15 119番メール通報システム
- 16 障がい者いきいき住宅改善助成事業
- 17 ふれあいホーム運営事業
- 18 地域生活支援拠点事業

1 障がい者相談支援事業

事業概要

在宅で暮らす障がいのある方からの相談に応じ、各種福祉サービスの利用に向けた支援や調整を行う事業です。

以下の7つの社会福祉施設で相談支援事業を行っています。

事業所名	対象者				住所	上段：電話
	身	知	児	精		下段：FAX
陶技学園相談支援センター	●	●	●	●	多治見市小泉町 2-93	0572-26-7551 0572-26-9722
障害者生活支援センター結	●	●	●		中津川市栄町 1-1 にぎわいプラザ 1階	0573-62-3320 0573-62-3321
恵那市社協障がい者相談支援事業所	●	●	●	●	恵那市長島町正家 1-1-1 市役所内	0573-26-2212 0573-20-2122
恵那たんぼぼ地域療育支援センター	●	●	●	●	恵那市長島町久須見 1083-35	0573-26-4356 0573-26-5827
岐阜県立はなの木苑指定相談支援事業所		●	●		土岐市泉町久尻 滝ヶ洞 1512-2	0572-54-3521 0572-53-0036
ホーリークロスセンター				●	土岐市泉岩畑町 3-2	0572-55-0602 0572-55-0602
相談支援センター「リンク」	●	●	●	●	多治見市平井町 4-73	0572-29-1520 0572-26-8588

※対象者の「身」は身体障がい者、「知」は知的障がい者、「児」は障がい児、「精」は精神障がい者を指しています。

利用料金

無 料

利用手続

利用を希望する相談支援事業者に直接申し込みをして下さい。



2 成年後見制度利用支援事業

事業概要

障がい等の理由により判断能力が十分でない方が、成年後見制度を利用するために必要となる審判申立費用（印紙代・切手代・鑑定料等）及び成年後見人・保佐人等の報酬費を助成する事業です。

対象要件

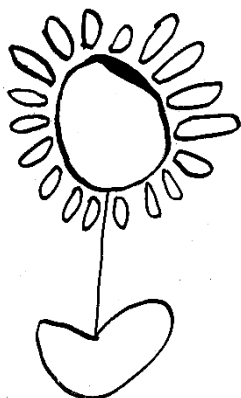
- ①生活保護受給者。
- ②資産または貯蓄等がなく、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者。

助成額等

- ① 審判申立費
 - ② 報酬費
- | | | |
|--------|------|----------|
| 在宅の方 | 月額上限 | 28,000 円 |
| 施設入所の方 | 月額上限 | 18,000 円 |

利用手続

審判申立費用に対する助成を受けようとする方は、「恵那市成年後見等開始審判申立費用助成申請書」に、後見人等の報酬に対する助成を受けようとする方は「恵那市成年後見人等の報酬助成申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付の上、社会福祉課窓口へ提出して下さい。



3 意思疎通支援事業

事業概要

聴覚や言語機能、音声機能の障がいがある方などに対し、手話通訳者等を派遣する事業です。以下のような場合に、派遣することができます。

	派遣対象となる項目	想定される内容（例）	想定される派遣場所（例）
1	生命、健康の維持に関すること	病気・出産・健康管理などによる通院や入・退院など	医療機関、行政機関など
2	労働、仕事に関すること	就職・勤務条件などの交渉・確認・転職など	職場、ハローワーク、施設など
3	教育、保育、養育などに関すること	入園・入学・保護者会・懇談会・進路相談など	保育園・幼稚園、学校、児童相談所、児童施設など
4	社会生活一般に関すること	地域社会における各種相談・会議・説明会など	自治会、家庭、行政窓口など
5	福祉推進に関すること	会議・交渉・協議など	自治体、関係団体など
6	文化教養などに関すること	大会・集会・講演会など	施設、体育館、公民館、文化ホールなど
7	権利保持、司法に関すること	届出・陳述・証言・取り調べなど	警察、検察、裁判所、施設など
8	その他	特に必要と認めた内容	

※派遣対象となる地域は、原則恵那市内です。ただし、特に必要と認めた場合は恵那市外への派遣も可能です。

利用料金

無 料

ただし、手話通訳者等の移動に伴う交通費、入場料、参加料などは、利用者の実費負担となります。

利用手続

利用を希望する方は、「手話通訳等派遣申請書」に必要事項を記入の上、社会福祉課窓口へ提出して下さい。

※ 特に必要と認められる場合は、FAX及びE-mailでの申請も可能です。

4 日常生活用具給付等事業

事業概要

在宅で暮らす重度の障がいのある方などに対して、日常生活用具の給付や、日常生活用具の給付に付随する簡易な住宅改修費の給付を行う事業です。

利用料金

原則、日常生活用具の給付にかかる費用の1割を負担。

利用手続

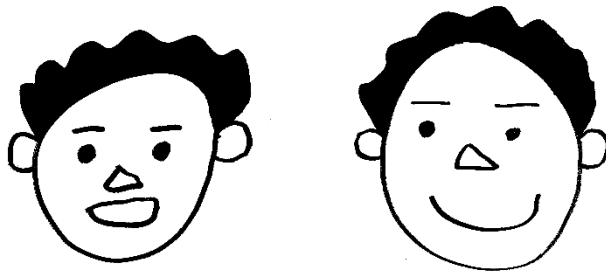
利用を希望する方は、「日常生活用具給付申請書」、または「住宅改修費給付申請書」に必要事項を記入の上、身体障害者手帳、または療育手帳と業者からの見積書を添えて、社会福祉課窓口に提出して下さい。

種目一覧

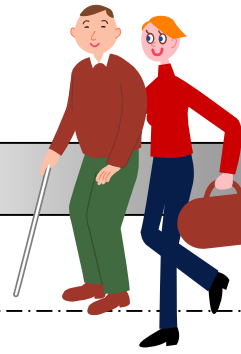
- ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具
- ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥住宅改修費

※ 品目・対象要件については別紙参照。

介護保険等から同一種目の給付を受けることができる方は、この制度による給付を受けることができません。



5 移動支援事業



事業概要

重度の視覚障がいや肢体不自由のある方、知的障がいや精神障がいのある方などが社会生活上不可欠な外出や余暇活動などのための外出をする際に、支援員が付き添いや介助（個別移動支援）、リフト付き自動車の貸し出し（車両支援）を行う事業です。

対象要件

- ① 身体障害者手帳所持者のうち、屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者又は全身性障がい者。
- ② ①と同程度の難病患者。
- ③療育手帳所持者。
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者。

なお、車両支援については、日常的に車いすを利用している方。

※介護保険制度等から同一のサービス給付を受けることができる方は、この制度によるサービス給付等を受けられない場合があります。

利用料金

月の利用 30 時間まで利用料金免除。（1 日の範囲以内）

利用用務が公的な会議で利用者本人の都合によらない場合は、利用料金免除。

なお、付き添いに伴う交通費や自動車の利用に伴うガソリン代などは実費負担となります。

利用手続

利用を希望する方は、「移動支援事業利用申請書」に必要事項を記入の上、社会福祉課窓口に提出して下さい。

リフト付き自動車の貸し出し（車両支援）の申込みは、恵那市社会福祉協議会に申請書を提出して下さい。

※リフト付き自動車の貸し出し（車両支援）のお問い合わせ先 恵那市社会福祉協議会 26-5221

6 訪問入浴サービス事業

事業概要

重度の身体障がいのある方で、家族の介助では入浴が困難な方に対して、自宅を訪問し入浴の介助を行う事業です。

対象要件

居宅において同居者の介助のみで入浴させることが困難な重度身体障がい者及び同程度の難病患者。

※ 次のいずれかに該当する者は、事業の対象から除外

- ①介護保険法に基づく訪問入浴サービスの給付を受けることができる者。
- ②他の入浴サービスが利用できる者。
- ③医師の診断により入浴が許可されない者。
- ④その他訪問入浴サービスの利用が適当でないと認める者。

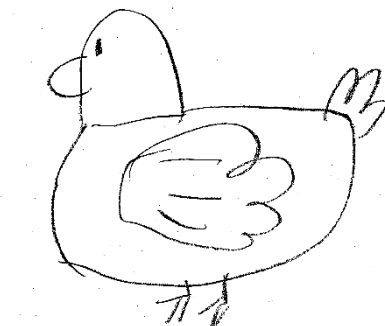
利用料金

週の利用2回まで利用料金免除。

利用手続

利用を希望する方は、「障がい者訪問入浴サービス利用申請書」「健康診断書」「誓約書」に必要事項を記入の上、社会福祉課窓口にて提出して下さい。

※申請は利用希望日の7日前までに行って下さい。また、別途書類が必要となる場合があります。



7 日中一時支援事業

事業概要

介護者や保護者が日中不在で、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人に対し、日中活動の場を提供する事業です。

対象要件

- ① 身体障害者手帳所持者。
- ② 療育手帳所持者。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者。
- ④ 発達障害者及び難病患者と診断された方。

利用料金

月の利用 40 時間まで利用料金免除。(1 日 8 時間以内)
(※学校等の長期休暇時は 140 時間/月利用)

利用手続

利用を希望する方は、「恵那市障がい者日中一時支援事業利用申請書」に必要な事項を記入の上、社会福祉課窓口へ提出して下さい。



8 社会参加促進事業（サロン事業）

事業概要

病気や障がいの方が自宅に引きこもりにならないよう、地域で生活する方々が集う場所を提供することにより、居場所づくり、仲間づくりを行い、社会参加の促進と安定した生活を送れるよう支援する事業です。

対象要件

- ①恵那市に在住し障がい者手帳所持者。
- ②相談支援専門員が参加を必要と認めた者。

利用料金

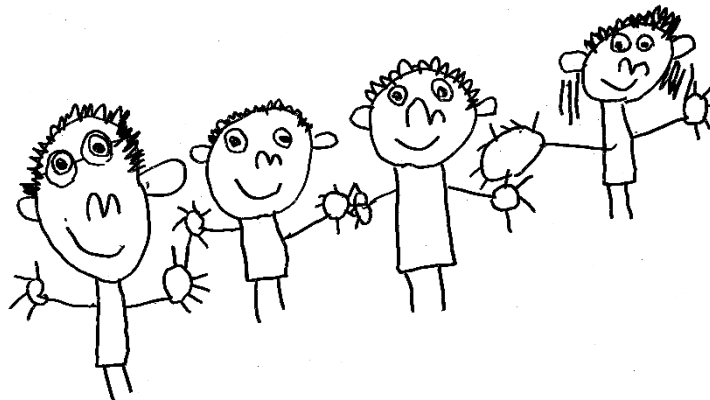
無料。但し材料費等参加にかかる経費は自己負担。

開催日

月3回（第1・2・4水曜日）

利用手続

利用を希望する方は、社会福祉課または障がい相談支援専門員（26-2212）へお問い合わせ下さい。



9 障がい者自動車運転免許取得助成事業

事業概要

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるよう援助する事業です。

対象要件

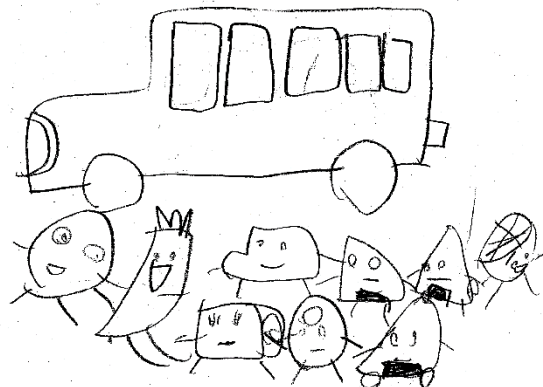
- ①身体障害者手帳所持者。
- ②療育手帳所持者。

助成額等

免許取得のために自動車教習所において要した経費の2/3
(但し10万円を限度とする)

利用手続

利用を希望する方は、免許取得前に「自動車運転免許取得費助成申請書」を記入の上、身体障害者手帳又は療育手帳を添えて社会福祉課窓口に提出して下さい。免許取得後の申請は受け付けませんのでご注意ください。



10 身体障がい者自動車改造費助成事業

事業概要

自動車を自ら所有し運転する身体障がい者に、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう、自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

対象要件

下記の全ての要件を満たす者。

- ① 恵那市内に住所を有する18歳以上の者。
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ③ 特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者。

助成額等

改造に要する経費の額（但し10万円を限度とする）

利用手続

利用を希望する方は、自動車改造前に「自動車改造助成事業助成金交付申請書」を記入の上、自動車改造助成計画書、見積書、身体障害者手帳を添えて社会福祉課窓口へ提出して下さい。自動車改造後の申請は受け付けませんのでご注意ください。



1 1 重度障害者タクシー利用助成事業

事業概要

在宅の重度心身障がい者の通園、通所、通院、その他社会活動の範囲を広めるため、年間 1 人 1 冊の福祉タクシー利用乗車券を交付します。タクシーを利用される際に、手帳とタクシー利用乗車券を提出すれば、そのタクシー代の基本料金相当額を市が負担する事業です。

対象要件

- ①身体障害者手帳所持者で 1 級若しくは 2 級の交付を受けている者。
- ②身体障害者手帳所持者でじん臓機能障がい 1 級から 3 級に該当する者で、人工透析療法のため定期的な通院を必要とする者。
- ③療育手帳所持者で A と判定された者。
- ④精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者。
※腎臓機能障がい 1 級から 3 級に該当する者で、人工透析療法のため定期的な通院を必要とする方を除き自動車税の減免を受けている方、施設等へ入所されている方は事業の対象から除外。
(※対象施設については社会福祉課までお問い合わせください。)

助成額等

乗車 1 回につき基本料金相当額を助成します。
乗車券は 1 冊 4 8 枚綴りの回数券。
毎年度 1 冊の交付。再交付は無し。

利用手続

利用を希望する方は、「恵那市重度障がい者福祉タクシー利用乗車券交付申請書」に必要事項を記入の上、身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を添えて社会福祉課窓口に提出して下さい。

12 在宅知的障がい者交通費助成事業

事業概要

在宅の知的障がい者及びその付添人が通学、通所（園）、通勤又は通院のために公共交通機関を利用した場合にその交通費の一部を市が助成する事業です。

対象要件

- ①療育手帳所持者。
 - ②付添人 保護者又は保護者から依頼を受けた者。
(知的障がい者1人に対して1人とする。)
- ※他の制度等により本助成事業以上の交通費の支給、割引、又は助成を受けている場合は受けられません。

助成割合

助成対象者		療育手帳所持者でその障 がいの程度がA又はB1の 者		療育手帳所持者でその障 がいの程度がB2の者	
		本人	付添人	本人	付添人
鉄道	普通運賃	5割	5割	5割	—
	急行料金等	5割	5割	5割	—
	定期運賃	5割	5割	5割	—
バス	普通運賃	5割	5割	5割	—
	定期運賃	3割	3割	3割	—

利用手続

助成を希望する方は、「知的障がい者等交通費助成申請書」に必要事項を記入の上、定期券の写し、通院・通所（園）証明書、領収書、助成金振込希望通帳等を添えて社会福祉課窓口にて提出して下さい。

13 身体障がい者介助用自動車購入等助成事業

事業概要

車いすを使用する在宅の身体障がい者を介助する者が自動車をリフト付き等に改造する経費又は既に改造された車を購入する経費を助成する事業です。

対象要件

下記の全ての要件を満たす者。

- ① 恵那市内に住所を有する者。
- ② 身体障害者手帳1級もしくは2級の下肢又は体幹機能障がい、移動に車いすを利用する身体障がい者がいる世帯。
- ③ 世帯の所得税課税所得金額が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯。
- ④ 5年以上この助成を受けていない世帯。

助成額等

経費の2/3（但し24万円を限度とする）

利用手続

利用を希望する方は、自動車取得前に「重度身体障害者介助用自動車購入等助成申請書」を記入の上、見積書、身体障害者手帳又は療育手帳を添えて社会福祉課窓口にて提出して下さい。自動車取得後の申請は受け付けませんのでご注意ください。



14 精神障がい者小規模作業所等交通費助成事業

事業概要

在宅の精神障がい者の方が、鉄道を利用し、障害福祉サービス事業所等へ通うための鉄道料金の一部を市が助成する事業です。

対象要件

下記の全ての要件を満たす者。

- ①恵那市に住所を有する者。
- ②精神障害者手帳所持者。

※ 他の制度等により本助成事業以上の交通費の支給、割引、又は助成を受けている場合や、入院治療中の方は対象外です。

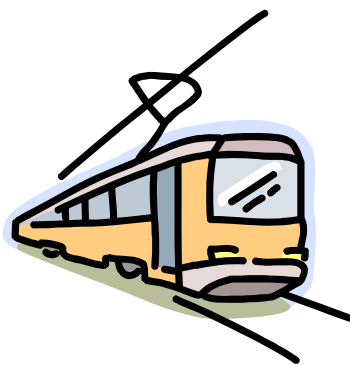
助成割合

通所にかかる鉄道料金の1/2

利用手続

助成を希望する方は、「精神障がい者小規模作業初頭交通費助成申請書」に必要事項を記入の上、手帳の写しを添えて社会福祉課窓口に提出して下さい。

※事前に通所されている事業所等の証明が必要となります。



15 119 番メール通報システム

概要

身体的障がいにより音声による 119 番通報が困難な方について、携帯電話のメール機能による 119 番通報が可能となります。

対象要件

下記の全ての要件を満たす者。

- ①身体的障がいにより音声による 119 番通報が困難な方
- ②恵那市に在住又は通勤若しくは通学している方
- ③携帯電話等の操作によりメール送受信ができる方
- ④この制度による個人情報の提供に同意し、登録して頂ける方

利用料金

無料

利用手続

利用を希望する方は、「119 番メール通報システム申込書」に必要事項を記入の上、社会福祉課窓口にて提出ください。



16 障がい者いきいき住宅改善助成事業

事業概要

障がい者が在宅で生活するために必要な住宅改善整備を行うための資金を助成します。

対象要件

次の全てに該当する方

- ① 恵那市にお住まいの方
- ② 下記のいずれかに該当する方
 - ・身体障害者手帳1級・2級保持者で下肢又は体幹機能障害で車いす等利用している方
 - ・療育手帳保持者で等級がA判定の方
- ③ 世帯の生計中心者の所得税課税年額が7万円以下の世帯
- ④ 過去にこの助成を受けていない世帯

助成額等

助成対象経費と40万円のいずれか低い方に費用負担率を乗じた額

利用手続

利用を希望する方は、工事着工前に「恵那市高齢者及び障害者住宅改善資金助成申請書」に、助成対象経費の見積書の写し、平面図及び改善を要する部分の写真、身体障害者手帳の写し、住宅改善承諾書（借家・借間の場合）を添えて社会福祉課窓口に提出してください。

17 ふれあいホーム運営事業

事業概要

在宅の知的障がい者及び精神障がい者の方に対し、調理、食事の準備や片付け、掃除、洗濯、入浴の準備や片付け、買い物等、日常生活又は社会生活に必要な訓練を行います。

対象要件

恵那市在住の障がい者手帳所持者

利用料金

無料。但し、材料費等参加にかかる経費は自己負担となります。

開催日

週2回程度

利用手続

利用を希望する方は、社会福祉課へお問い合わせ下さい。

18 地域生活支援拠点事業

事業概要

障がい児・者や引きこもりの人たちに、「地域生活支援拠点（ぷらっと）」として、「居場所」「活動の場」を提供し、自立した日常生活と社会生活を営むためのきっかけづくりとなる支援を行います。

対象要件

市内に在住の障がい児・者、精神的に不調の人、引きこもりの人など地域生活支援が必要な人など

利用料金

無料（イベントやレクリエーションなどにかかる経費は実費）

場所

恵那市福祉センター1階（恵那市大井町727番地11）
電話 0573-26-5221

休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

時間

午前9時から午後4時まで利用可能

利用手続

地域生活支援拠点「ぷらっと」で、利用説明などを受けた上、申し込んでください。

